

## 第14章 消火設備の基準(危政令第20条)

### 1 共通事項

- (1) 消火設備は、製造所等の専用とすること。ただし、水源、予備動力源、消火薬剤、ポンプ設備等について必要な措置を講じることにより、当該製造所等以外の消火設備と兼用することができる。
- (2) 第1種、第2種及び第3種の消火設備の設置に関しては、危省令、危告不、危告ハ及び危告泡に定められたもののほか、「消火設備及び警報設備に関する運用指針」(H1危24別紙)によること。
- (3) 第3種の消火設備について、泡消火設備における固定式及び移動式、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備における全域放出方式、局所放出方式及び移動式のそれぞれの区分は、施行令における区分と同様のものであること。(H1危24)
- (4) 危省令第32条の10ただし書は、第1種、第2種又は第3種の消火設備と併設する場合の第4種の消火設備についての緩和規定であり、第32条の11ただし書は、第1種から第4種までの消火設備と併設する場合の第5種の消火設備の緩和規定であるが、それぞれ第4種又は第5種の消火設備の設置を免除するものではなく、防護対象物から設置場所に至る歩行距離等に関する規定を適用しないことを定めたものであること。(H1危24)
- (5) 消火設備の配管は、危険物の配管に準じて、防食措置を講じること。
- (6) 内燃機関を原動機とする加圧送水装置については、「内燃機関を原動機とする加圧送水装置の構造及び性能の基準」(H4危26)によること。
- (7) 隣接する防護区画又は防護対象物が、施行令第8条の区画に準じて区画されているときは、「消火設備及び警報設備に関する運用指針」(H1危24)第8、3(3)ただし書に規定する「互いに隣接する場合」に該当しないものとする事ができる。
- (8) ハロゲン化物消火設備については、「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」(H13危61、予155 以下「61号通知」という。)によること。
- (9) ガス系消火薬剤を使用する消火設備については、「危険物施設に係るガス系消火設備の取扱いについて」(H8危169)によること。
- (10) 不活性ガス消火設備のうち、二酸化炭素を消火薬剤とするものの安全対策については、「二酸化

炭素消火設備の安全対策について」(H8危117, 予193) 及び「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて」(H9危85, 予133)によること。

(参考) 製造所等における法第17条の適用について(S42自消丙予102)

#### 1 1棟全部が製造所等である場合

消防用設備等は法第10条第4項の規定に適合すればよく、法第17条の規定に適合しなくてもよい。これは、製造所等に設置すべき消防用設備等に関する法第10条第4項の規定は、消防用設備等の設置に関する一般規定たる法第17条に対し、特別法たる地位を有するものであるからである。

#### 2 棟の一部分に製造所等がある場合

製造所等の部分は法第10条第4項により設置し、これを除いた部分には法第17条の規定による消防用設備等設置する。

### 2 著しく消火困難な製造所等の消火設備(危省令第33条)

(1) 「消火活動上有効な床面からの高さ」の高さの算定の起点となっている消火活動上有効な床面とは、必ずしも建築物の床面に限られるものではなく、火災時において第4種の消火設備等による消火活動を有効に行い得るものでなければならないこと。(H1危24)

(2) 地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う設備(第1項第1号)

「地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う設備」として高さが6m以上の精留塔などの塔槽類, タンク類等があること。(H1危64)また, タンクの高さの算定は, 地盤面又は床面からタンク側板の最上段の上端までの高さとする。

(3) 開口部のない耐火構造の床又は壁(第1項第1号, 第2号, 第4号)

「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」とは次によること。

ア 壁及び床を障壁とし, 出入口, 窓等の開口部を設けないこと。

イ 配管等が壁及び床を貫通する場合は, 「隔壁等を貫通する配管等の基準」(別記4の2)によること。

(4) 火災のとき煙が充満するおそれのある場所(第2項第1号)

危省令第33条第2項第1号の表中の「火災のとき煙が充満するおそれのある場所」には、上屋のみで壁が設けられていない場所は該当しないものであること。(H1危64)

(5) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室(第2項第2号)

「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室」とは、「換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準」(別記1)の別表において、自動強制排出設備又は強制排出設備を設置しなければならない建築物又は室とすること。

なお、棟の中に複数の当該室がある場合は、複数の室で有効に使用できる位置に消火設備を配置することにより、すべての室内に設けないことができる。

(6) 著しく消火困難な製造所等に存する20号タンクのうち、屋外にあるもの及び屋内にあるものに係る消火設備については、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所の消火設備の基準を準用すること。

(7)第1種～第3種の消火設備を設置する際は、危政令別表第5に基づき、建築物その他の工作物及び貯蔵又は取り扱う危険物双方に適応する消火設備を設置するよう指導すること。

貯蔵又は取り扱う危険物に対する第1種～第3種の消火設備が建築物その他の工作物に適応していない場合で、次の全てに適合する場合は、危政令第23条を適用し、建築物その他の工作物に対する第1種～第3種の消火設備については設けないことができる。(H10危90)

ア 全域放出方式の不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備を設ける。

イ 内装は不燃材料で仕上げ、室内には必要最小限のものを除き可燃物を存置しない。

3 第4種消火設備(危省令第32条の10)

(1) 第4種消火設備は、階ごとに歩行距離が30m以下となるよう設けること。

(2) 第1種、第2種又は第3種の消火設備と併置する場合にあっては、施設に1本あれば規定に適合することとなるが、階ごとに設けるよう指導すること。

4 第5種消火設備(危省令第32条の11)

(1) 能力単位の算定においては、第4類の危険物についてはB火災の能力単位で算定し、その他の危

険物についてはA火災の能力単位で算定する。(消火器規格省令第1条の2第13号, 第14号)

(2) 第1種から第4種までの消火設備と併置する場合にあっては, 階ごとに設けるよう指導すること。

#### 5 電気設備の消火設備(危省令第36条)

(1) 「電気設備」とは, 照明設備, コンセント等のあらゆる電気設備をいうこと。

(2) 「電気設備のある場所の面積」とは, 建築物内の電気設備のある室の面積を合算した面積をいうこと。